

上田ふるさと協議会規約

(設置)

第1条 上田地区の地域づくり及び地域活性化に必要な事業を行うため、上田ふるさと協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、上田地区に係る次の事業を行う。

- (1) 自治意識の向上と行政区間の人及び物の交流活性化を図る
- (2) 自主防災のための組織化や運営の協議及び研修
- (3) 市民と行政の協働を行うため、軽微な道路修繕等の自主実施
- (4) 南魚沼市地区センター設置条例第3条各号に定める事務

(構成)

第3条 協議会の会員は、上田地区の行政区長と上田地区センター事務長とする。ただし、必要に応じて個人または団体を加えることができる。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人（ただし、会長は次年度において相談役になる。
その他必要に応じて、会長が任命する者を相談役とすることができる。）
- (2) 副会長 2人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第5条 会長は、上田地区区長会長があたることを原則とし、事務局長は、上田地区センター事務長があたる。その他の役員は会長が任命する。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、いずれの役員も再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の運営を補佐し、経理事務にあたる。
- 4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は定例の通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要の都度開催することができる。

(総会の議決事項)

第10条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を経なければならない。

- (1) 事業計画の審議
- (2) 予算及び決算の審議
- (3) 規約の変更
- (4) その他協議会の運営に必要な重要事項

(役員会)

第11条 役員会は、協議会の運営を円滑に推進するため必要に応じ開催する。

(会議の招集)

第12条 会議は会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長2人で協議し、連名で招集する。その中から1人が議長となる。

(会議の定足数)

第13条 総会は、会員の2分の1以上、役員会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長

の決するところによる。

(事務局の所在地)

第15条 事務局は、上田地区センターに置く。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第17条 協議会に必要な経費は、南魚沼市地域活性化支援事業交付金ならびに地域活動拠点支援交付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(役員報酬)

第18条 役員報酬は以下のとおりとする。

会 長 : 年額3万円

副会長 : 年額2万円

事務局長 : 定められた単価に勤務時間に乗じた額

監 事 : なし

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が協議会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。